

## 第三八回

### 参第三〇号

#### 地盤沈下対策特別措置法（案）

#### 目次

第一章 総則（第一条・第二条）

第二章 調査（第三条 第七条）

第三章 地盤沈下対策地域（第八条）

第四章 地下水の採取の規制（第九条・第十条）

第五章 地盤沈下対策事業（第十一条 第十七条）

第六章 地盤沈下対策審議会（第十八条 第二十二條）

第七章 雑則（第二十三条 第二十九条）

第八章 罰則（第三十条 第三十三条）

#### 附則

##### 第一章 総則

##### （目的）

第一条 この法律は、地盤の沈下による災害を防除するため、地盤の沈下に関する調査を行ない、地盤の沈下の防止について必要な措置を講じ、及び公共施設に係る事業に関して特別の措置を定め、もつて国土の保全と民生の安定を図ることを目的とする。

##### （定義）

第二条 この法律において「公共施設」とは、国若しくは地方公共団体（港湾法（昭和二十五年法律第二百十八号）に基づく港務局を含む。第二十六条及び第二十七条を除き以下同じ。）若しくはこれらの機関又は土地改良区（土地改良区連合を含む。以下同じ。）が法令により管理する次に掲げる施設のうち政令で定めるものをいう。

一 河川

二 海岸

三 港湾

四 漁港

五 下水道

六 農業用施設

2 この法律において「地盤沈下対策事業」とは、地盤沈下対策地域内において施行される公共施設の建設、改良又は災害復旧に関する事業（臨時石炭鉱害復旧法（昭和二十七年法律第二百九十五号）第二条第二項に規定する復旧工事に関する事業を除く。）で、地盤の沈下による災害を防除するために必要なものをいう。

3 この法律に規定する「地盤の沈下による災害」には、暴風、豪雨、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象による災害で、地盤の沈下している地域に発生することにより被害が増大するものを含むものとする。

## 第二章 調査

### (調査基本計画)

第三条 内閣総理大臣は、関係行政機関の長及び地盤沈下対策審議会の意見をきいて、地盤の沈下に関する調査の基本計画（以下「調査基本計画」という。）を作成するものとする。

2 調査基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 調査を実施する地域
- 二 調査を実施する行政機関
- 三 調査の内容
- 四 その他政令で定める事項

3 調査基本計画の変更については、第一項の規定を準用する。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

### (報告又は資料の徴収)

第四条 調査基本計画に基づき調査を実施する行政機関の長は、その調査のため必要があると認めるときは、関係者に対し、報告又は資料の提出を求めることができる。

### (立入り)

第五条 調査基本計画に基づき調査を実施する行政機関の長又はその命を受けた職員若しくはその委任を受けた者は、その調査のためやむを得ない必要があるときは、他人の占有する土地に立ち入り、又は特別の用途のない他人の土地を材料置場若しくは作業場として一時使用することができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者にその旨を通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第一項の規定により宅地又はかき、さく等で囲まれた土地に立ち入ろうとするときは、立入りの際、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に告げなければならない。

4 日出前及び日没後においては、占有者の承認があつた場合を除き、前項に規定する土地に立ち入つてはならない。

5 第一項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

6 第一項の規定により特別の用途のない他人の土地を材料置場又は作業場として一時使用しようとするときは、あらかじめ、当該土地の占有者及び所有者に通知して、その者の意見をきかなければならない。

7 土地の占有者又は所有者は、正当な理由がない限り、第一項の規定による立入り又は一時使用を拒み、又は妨げてはならない。

8 第五項の規定による証明書の様式その他証明書に関し必要な事項は、総理府令で定める。

( 損失補償 )

第六条 国は、前条第一項の規定による立入り又は一時使用により損失を受けた者に対し、通常生ずべき損失を補償しなければならない。

2 前項の規定による損失の補償については、国と損失を受けた者とが協議しなければならない。

3 前項の規定による協議が成立しない場合においては、国は、自己の見積つた金額を損失を受けた者に支払わなければならない。この場合において、当該金額について不服のある者は、政令で定めるところにより、補償金の支払を受けた日から三十日以内に収用委員会に土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号）第九十四条の規定による裁決を申請することができる。

( 結果の通知 )

第七条 内閣総理大臣は、毎年、調査基本計画に基づく調査の結果をとりまとめ、これを関係行政機関の長及び関係都道府県の知事に通知しなければならない。

第三章 地盤沈下対策地域

第八条 内閣総理大臣は、調査基本計画に基づく調査の結果、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県の知事及び地盤沈下対策審議会の意見をきいて、地盤の沈下による災害を防除するために必要な地下水の採取の規制又は公共施設に関する事業が行なわれる区域を地盤沈下対策地域として指定する。

2 内閣総理大臣は、前項の規定により地盤沈下対策地域を指定するときは、総理府令で定めるところにより、当該地盤沈下対策地域を公示しなければならない。

第四章 地下水の採取の規制

( 規制 )

第九条 通商産業大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため必要があるときは、当該地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある工業（工業用水法（昭和三十一年法律第百四十六号）第二条第二項に規定する工業をいう。）の用に供する地下水（以下「工業用地下水」という。）又は可燃性天然ガスが溶解している地下水（以下「ガス溶解水」という。）の採取で地盤沈下対策地域内において行なわれるものにつき、期間を定めてその停止若しくは制限を命じ、又はその禁止を命ずることができる。

2 建設大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため必要があるときは、当該地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある冷房の用に供する地下水（以下「冷房用地下水」という。）の採取で地盤沈下対策地域内において行なわれるものにつき、期間を定めてその停止若しくは制限を命じ、又はその禁止を命ずることができる。

3 前二項の処分は、地盤の沈下による災害を防止するために必要な最少限度のものでなければならない。

4 第二項の規定により建設大臣に属する権限は、政令で定めるところにより、都道府県知事に委任することができる。

( 規制の要求 )

第十条 内閣総理大臣は、地盤の沈下による災害を防止するため特に必要があると認めるときは、地盤沈下対策審議会の意見をきいて、当該地盤の沈下を促進し、又は促進するおそれのある地下水の採取で地盤沈下対策地域内において行なわれるもののうち、工業用地下水又はガス溶解水に係るものについては通商産業大臣に、冷房用地下水に係るものについては建設大臣に対し、それぞれ、前条第一項又は第二項に規定する措置をとるべきことを要求することができる。

#### 第五章 地盤沈下対策事業

( 地盤沈下対策事業計画の決定 )

第十一条 公共施設の主務大臣は、地盤の沈下による災害を防除するため必要があるときは、関係都道府県の知事及び地盤沈下対策審議会の意見をきいて、地盤沈下対策事業に関する事業計画(以下「地盤沈下対策事業計画」という。)の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 前項の主務大臣は、同項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、地盤沈下対策事業計画を関係都道府県の知事に通知しなければならない。

( 実施 )

第十二条 地盤沈下対策事業は、地盤沈下対策事業計画に基づき、この法律及び当該事業に関する法律(これらに基づく命令を含む。)の規定に従い、国若しくは地方公共団体若しくはこれらの機関又は土地改良区が実施するものとする。

( 国の負担の特例等 )

第十三条 地方公共団体若しくはその機関又は土地改良区が地盤沈下対策事業を施行する場合においては、他の法令(地方財政再建促進特別措置法(昭和三十年法律第百九十五号)及び後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律(昭和三十六年法律第 号)並びにこれらに基づく命令を除く。以下同じ。)の規定により国がその経費について三分の二以上で政令で定める割合(以下「特例割合」という。)以上の割合により負担し、又は補助する地盤沈下対策事業を除き、他の法令の規定により国がその経費の一部を負担し、又は補助する地盤沈下対策事業に関しては、これらの規定にかかわらず、その経費についての国の負担又は補助の割合は特例割合とし、その他の地盤沈下対策事業に関しては、国は、政令で定めるところにより、その経費につき特例割合で補助する。ただし、他の法令の規定により都道府県以外の地方公共団体又は土地改良区が施行する地盤沈下対策事業に要する経費について都道府県が補助し、更にその補助に要する経費について国が補助する場合において、国が補助する額の当該地盤沈下対策事業に要する経費の額に対する割合が特例割合以上であるときは、この限りでない。

2 国が地盤沈下対策事業を施行する場合において、他の法令の規定により地方公共団体がその経費について三分の一以下で政令で定める割合をこえる割合により負担する地盤

沈下対策事業に関しては、これらの規定にかかわらず、その経費についての地方公共団体の負担の割合を当該政令で定める割合とする。

- 3 前二項の規定は、地盤沈下対策地域の指定の日の属する年度の翌年度以降において施行される地盤沈下対策事業に要する経費について、適用する。

(他の法律の規定による国の負担割合の特例との関係)

第十四条 地方財政再建促進特別措置法第十七条の規定により、地盤沈下対策事業に要する経費の負担割合について特別の定めをする場合においては、前条第一項の規定による国の負担又は補助の割合及び同条第二項の規定により地盤沈下対策事業に要する経費について国が負担することとなる経費の割合(以下単に「国の負担等の割合」という。)を基礎として行なうものとする。

- 2 後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律第二条第二項に規定する開発指定事業である地盤沈下対策事業に係る経費に対する国の負担又は補助の割合についての同法の規定の適用については、国の負担等の割合をもつて同法に規定する通常の前条第一項の国の負担割合とする。

(原因者負担)

第十五条 地盤沈下対策事業の施行者(土地改良区を除く。)は、当該地盤沈下対策事業に要する経費の一部を地盤の沈下の原因となつた事業を営み、又は営んだ者(以下「原因者」という。)に負担させることができる。

- 2 都道府県知事は、土地改良区の申請に基づき、当該土地改良区の施行する地盤沈下対策事業に要する経費の一部を原因者に負担させることができる。

- 3 前二項の負担金を徴収する場合における原因者の範囲並びに負担金の額及び徴収方法については、政令で定める。

(強制徴収)

第十六条 前条第一項又は第二項の規定に基づく負担金(以下単に「負担金」という。)を納付しない者があるときは、地盤沈下対策事業の施行者は、督促状によつて納付すべき期限を指定して督促しなければならない。

- 2 前項の場合においては、地盤沈下対策事業の施行者は、政令で定めるところにより、延滞金を徴収することができる。ただし延滞金は、百円につき一日四銭の割合を乗じて計算した額をこえない範囲内で定めなければならない。

- 3 第一項の規定による督促を受けた者がその指定する期限までにその納付すべき金額を納付しないときは、地盤沈下対策事業の施行者のうち、国若しくは地方公共団体又はこれらの機関にあつては国税滞納処分の例により、土地改良区にあつてはその賦課金の徴収の例により、負担金及び前項の延滞金(以下単に「延滞金」という。)を徴収することができる。

- 4 負担金及び延滞金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

- 5 延滞金は、負担金に先だつものとする。

6 負担金及び延滞金を徴収する権利は、五年間行なわれないときは、時効により消滅する。  
(収入の帰属)

第十七条 負担金及び延滞金で、国の機関として地方公共団体の機関が施行する地盤沈下対策事業に係るものは、当該地方公共団体の機関の属する地方公共団体に帰属する。

#### 第六章 地盤沈下対策審議会

(設置)

第十八条 総理府に、地盤沈下対策審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第十九条 審議会は、この法律の規定によりその権限に属せしめられた事項その他地盤の沈下による災害の防除に関する重要事項を調査審議する。

2 審議会は、地盤の沈下による災害の防除に関する重要事項につき、関係行政機関の長に対し、意見を申し出ることができる。

(組織)

第二十条 審議会は、次に掲げる者につき内閣総理大臣が任命する委員二十九人以内をもつて組織する。

一 衆議院議員のうちから衆議院が指名した者	五人
二 参議院議員のうちから参議院が指名した者	三人
三 関係行政機関の職員	九人以内
四 関係都道府県の知事	五人以内
五 学識経験のある者	七人以内

2 前項第五号に掲げる委員の任期は、二年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 第一項第五号に掲げる委員は、再任されることができる。

4 審議会に会長を置き、委員の互選により選任する。

5 会長は、会務を総理する。

6 委員は、非常勤とする。

(資料の提出等の要求)

第二十一条 審議会は、関係行政機関の長に対し、資料の提出、意見の陳述又は説明を求めることができる。

(政令への委任)

第二十二条 第十八条から前条までに定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第七章 雑則

(工業用水道の布設についての国の援助)

第二十三条 地盤沈下対策地域における工業用地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があるときは、国は、その採取が地盤の沈下を生じさせる地下水を水源としな

い工業用水道事業法（昭和三十三年法律第八十四号）第二条第三項に規定する工業用水道の布設につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（可燃性天然ガスの採取のための設備の変更等についての国の援助）

第二十四条 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があるときは、国は、その採取が地盤の沈下を生じさせない可燃性天然ガスの探鉱につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

2 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取による地盤の沈下を防止するため必要がある場合において、当該ガス溶解水の採取のための設備の変更又は他の施設の設置により地盤の沈下を生じさせないで可燃性天然ガスを採取することが可能であるときは、国は、当該設備の変更又は他の施設の設置につき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（冷房の設備の改造についての国の援助）

第二十五条 地盤沈下対策地域における冷房用地下水の採取による地盤の沈下を防止するため必要があるときは、国は、冷房の設備を、地盤の沈下を生じさせる地下水の採取を必要としないものに改造するにつき、必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。

（地方財政再建促進特別措置法との関係）

第二十六条 地方財政再建促進特別措置法に基づく財政再建団体である地方公共団体が地盤沈下対策事業を実施するために財政再建計画に変更を加えようとする場合においては、自治大臣は、その財政の再建が合理的に達成できると認める限り、同法第三条第四項において準用する同条第一項の規定による当該財政再建計画の変更の承認に当つて、当該地盤沈下対策事業の実施が確保されるように特に配慮しなければならない。

2 前項の規定は、地方財政再建促進特別措置法第二十二条第二項の規定により財政の再建を行なう地方公共団体が地盤沈下対策事業を実施する場合に準用する。

（地方債の利子補給）

第二十七条 国は、毎年度、政令で定めるところにより、地盤沈下対策事業に要する経費の財源にあてるための地方債の当該年度分の利子に係る地方債利子補給金を当該地方公共団体に交付するものとする。

（訴願及び異議の申立）

第二十八条 第九条第一項又は第二項の規定による処分について不服のある者は、当該処分の日から三十日以内に、工業用地下水又はガス溶解水の採取に係るものについては通商産業大臣に、冷房用地下水の採取に係るものについては建設大臣に訴願することができる。

2 河川、海岸又は下水道である公共施設に関する地盤沈下対策事業に係る第十五条第一項の規定による処分について不服のある者については、当該処分を河川法（明治二十九年法律第七十一号）第三十二条第一項、海岸法（昭和三十一年法律第一百号）第三十一

条第一項又は下水道法（昭和三十二年法律第七十九号）第十八条の規定による処分とみなして、河川法第五十九条第一項、海岸法第三十九条第一項又は下水道法第四十三条の規定を適用する。

3 前項の公共施設以外の公共施設に関する地盤沈下対策事業に係る第十五条第一項の規定による処分について不服のある者は、当該処分のあつた日から三十日以内に、当該地盤沈下対策事業の施行者（施行者が国又は地方公共団体であるときは、それぞれ当該地盤沈下対策事業に係る主務大臣又は当該地方公共団体の長）に異議の申立をすることができる。

4 第十五条第二項の規定による負担の決定又は同項の規定による申請の却下について不服のある者は、当該処分のあつた日から三十日以内に、当該処分をした都道府県知事に異議の申立をすることができる。

（行政事件訴訟特例法の適用）

第二十九条 第十五条第一項の規定により港務局又はその機関が行なう処分に関する訴についての行政事件訴訟特例法（昭和三十二年法律第八十一号）の適用については、当該港務局の委員会の委員長を行政庁とみなす。

#### 第八章 罰則

第三十条 第九条第一項又は第二項の規定による停止、制限又は禁止の命令に違反した者は、一年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する。

第三十一条 第五条第七項の規定に違反して土地の立入り又は一時使用を拒み、又は妨げた者は、六月以下の懲役又は五万円以下の罰金に処する。

第三十二条 第四条の規定による報告若しくは資料の提出をせず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をした者は、三万円以下の罰金に処する。

第三十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者がその法人又は人の業務に関し、前三条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対して各本条の罰金刑を科する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この法律は、公布の日から施行する。

（経過規定）

2 地盤沈下対策事業を行なう都道府県について後進地域の開発に関する公共事業に係る国の負担割合の特例に関する法律附則第二項の規定を適用する場合において、地盤沈下対策事業に要する経費に係る国の負担又は補助の割合についての同項前段に規定する同法による改正前の国の負担割合の特例を定める法令の規定の適用については、国の負担等の割合をもつて当該国の負担割合の特例に関する法令に規定する通常の国の負担割合とする。

（総理府設置法の一部改正）



- 3 総理府設置法（昭和二十四年法律第百二十七号）の一部を次のように改正する。  
第十五条第一項の表台風常襲地帯対策審議会の項の次に次のように加える。

地盤沈下対策審議会	地盤沈下対策特別措置法（昭和三十六年法律第 号）の規定によりその権限に属せしめられた事項を行なうこと。
-----------	---

（経済企画庁設置法の一部改正）

- 4 経済企画庁設置法（昭和二十七年法律第二百六十三号）の一部を次のように改正する。  
第四条第二十号カの次に次のように加える。

ヨ 地盤沈下対策特別措置法（昭和三十六年法律第 号）

第九条に次の一号を加える。

十三 地盤の沈下による災害の防除に関すること。

第十四条第一項の表中地盤沈下対策審議会の項を削る。

（通商産業省設置法の一部改正）

- 5 通商産業省設置法（昭和二十七年法律第二百七十五号）の一部を次のように改正する。  
第九条第十一号の三の次に次の一号を加える。

十一の四 地盤沈下対策地域における工業用地下水の採取の規制を行なうこと。

第十五条に次の一号を加える。

七 地盤沈下対策地域におけるガス溶解水の採取の規制を行なうこと。

第二十七条第五号の次に次の一号を加える。

五の二 工業用地下水及びガス溶解水の採取の規制を行なうこと。

（建設省設置法の一部改正）

- 6 建設省設置法（昭和二十三年法律第百十三号）の一部を次のように改正する。  
第三条第十二号の次に次の一号を加える。

十二の二 地盤沈下対策地域における冷房用地下水の採取の規制を行なうこと。

第四条第四項中「第十二号」を「第十二号の二」に改める。

## 理 由

地盤の沈下による災害を防除しもつて国土の保全と民生の安定を図るため、地盤の沈下に関する調査を行ない、地盤の沈下の原因となる地下水の採取を規制し、地盤沈下対策事業に要する経費についての国の負担割合につき特別の定を設ける等の措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

この法律施行に要する経費

この法律施行に要する経費としては、平年度約百六十七億三千万円の見込みである。